

植物防疫所 病害虫情報

No.119

2019・11・15

タイ向け生果実の輸出検疫に係る手続きについて

■はじめに

タイは、近年の経済発展もあり日本からの企業の進出が多くみられる。また、2018年の観光目的での来日者数は100万人を超え、国別で第6位となっている（日本政府観光局）。タイ向け植物の輸出検査も生果実、野菜に加えて、小麦粉や香辛料といった加工品も増加傾向にあり、2018年の輸出検査件数は2016年の約2倍となっている。

タイは、2007年に同国の植物防疫法に係る規則を改正し、(1) 生果実等の多くの植物を輸入禁止品として、品目ごとに病害虫の侵入リスクに応じた植物検疫条件を新たに設定することとし、(2) 規則改正前に輸入実績のあった品目については、新たに植物検疫条件を設定するまで暫定的に輸入を認めることとした。このため、日本はタイへの輸出実績がある13品目の生果実(※)について、病害虫リスト等のリスク評価に必要な情報をタイに提出し、植物検疫条件の協議を実施してきた。

その結果、タイは2019年3月31日及び同年5月10日付けで13品目の生果実の新たな植物検疫条件を設定したので、輸出に必要な手続き、注意点について紹介する。

※ 13品目は植物検疫条件に応じて、9品目（りんご、日本なし、もも、さくらんぼ、かき、キウイフルーツ、いちご、ぶどう、なす）と、4品目（メロン、すいか、きゅうり、トマト）に分けられる。

■輸出に必要な手続き

タイ向け生果実の輸出には、農林水産省が定める要領に従った手続きが必要である。

なお、本要領は商業用の船積み貨物又は航空貨物として輸送するものが対象であり、個人が手荷物や郵便でタイへ輸出することは認められていないので注意が必要である。

1. 生産園地の登録

生産者又は生産者団体等の責任者は、次の措置を的確に実施できる園地をタイ向け生果実の

生産園地として申請することができる。

- ① 農薬の適正使用等の病害虫防除及び栽培管理が行われること。
- ② 生産者により生産園地の栽培管理に係る記録が作成され、少なくとも2年間保管されること。
- ③ 4品目の場合は、開口部を網等（網の孔の直径は、1.6ミリメートル以下のもの）で被覆し、カボチャミバエ（図A）の侵入を防止できる施設（ガラス温室、ビニールハウス等）で栽培管理すること。

申請者は登録生産園地申請書を生産園地が所在する都道府県に提出し、都道府県は提出された申請書について、タイ向け生果実の生産園地として措置が実施可能であることを確認のうえ取りまとめ、登録生産園地申請一覧表を作成し、四半期ごとの締切日（毎年3月31日、6月30日、9月30日及び12月31日）までに植物防疫所に提出する。

2. カボチャミバエの発生調査（4品目に限る）

結実開始日から収穫終了日までの間、2週間に1回以上、カボチャミバエの発生の有無をトラップ及び目視により調査する必要がある。このため、生産者又は生産者団体等の責任者は、発生調査に必要なトラップ（図B）を施設の面積に応じて設置する。

なお、調査に必要な手続きについては、最寄りの植物防疫所にご相談願う。

3. 選果こん包施設の登録

選果こん包施設の責任者は、次の要件を備える施設をタイ向け生果実の選果こん包施設として申請することができる。

- ① 生果実の等級付け、選果こん包、病害虫被害果の除去等に係る標準作業手順書に従って作業が行われ、タイが侵入を警戒する検疫対象病害虫が寄生した生果実が混入しないこと。
- ② タイ向け生果実と国内向け生果実を物理的に隔離して保管できること。
- ③ 選果こん包を行う生産者情報に係る記録

が作成され、2 年間保管されること。

申請者は登録選果こん包施設申請書を施設の所在する都道府県に提出する。都道府県は提出された申請書について、タイ向け生果実の選果こん包施設としての要件が満たされていることを確認のうえ取りまとめ、登録選果こん包施設申請一覧表を作成して、四半期ごとの締切日までに植物防疫所に提出する。

4. 選果こん包等の実施

主な選果こん包作業等は、次のとおりである。

- ① 選果こん包作業の開始前に清掃を行うこと。
- ② 選果作業は、検疫対象病害虫を発見するために適切な照明設備及び選果設備を使用して標準作業手順書に基づき選果すること。
- ③ こん包に用いる容器は、未使用で、清潔であること。
- ④ 各こん包の側面に、タイ向けであること (EXPORT TO THAILAND)、日本産であること、輸出者名、生果実の名称、登録選果こん包施設番号及び登録生産園地番号を表示すること。
- ⑤ 登録選果こん包施設の責任者は、登録生産園地及び品種ごとに重量が記載された書類を添付したタイ向け輸出生果実選果こん包実施報告書（以下「選果こん包実施報告書」という。）を作成し、輸出者に交付すること。
- ⑥ 4 品目の場合は、収穫後 24 時間以内にこん包すること、及びこん包に通気孔を設ける場合は通気孔に網等を張るか、こん包全体を覆うこと。

5. 輸出検査

輸出者は、植物等輸出検査申請書（植物防疫法施行規則第 14 号様式（イ））、タイ農業局が発行する輸入許可証の写し及び選果こん包実施報告書をあらかじめ輸出検査を希望する植物防疫所に提出する。

選果こん包実施報告書（添付する書類を含む。）の入手に時間を要する場合は、その写しがあれば輸出検査申請書を受け付けているので、早めの検査申請書類提出にご協力をお願いする。ただし、写しのままでは輸出検査を実施できないので、ご注意願いたい。

輸出検査に合格した場合は、植物検疫証明書が発給される。

6. タイ検査官による査察及び輸出検査（4 品目に限る）

- ① タイ検査官による登録生産園地及び選果こん包施設の査察は、初めて輸出を行う前及び原則として年に 1 回行う。

- ② タイ検査官と植物防疫官が合同で、病害虫の付着がないことを確認する輸出検査を行う。カボチャミバエが確認された荷口は不合格となり、生産園地の登録は取り消される。

なお、タイ検査官による査察及び合同輸出検査に必要な費用（渡航費、滞在費等）は、輸出者が負担する必要がある。

■食品衛生に係る証明書等について

これまで植物検疫に係る規則について説明してきたが、これとは別に食品衛生の観点から、選果・こん包施設がタイの定める基準に適合していることの証明が必要な場合等がある。また、植物検疫以外の規制で対象となる品目は、必ずしも 13 品目と一致しないため、輸出を予定している品目ごとに確認していただきたい。

■おわりに

タイ向けの輸出が順調に伸びているなかで新たな植物検疫条件が規定され、関係者からの問い合わせが多く寄せられている。しかし、タイの植物検疫条件は、日本だけに求められているものでもなく、他国の特別な植物検疫条件に比べてハードルの高いものでもない。決められた手続きをとり、的確な措置を行うことで輸出を続けることができるもので、これ以上の厳しい検疫条件にならないよう、関係者が各役割を果たすことも重要である。

今後とも、関係者の植物検疫に対するご理解とご協力をお願いしたい。

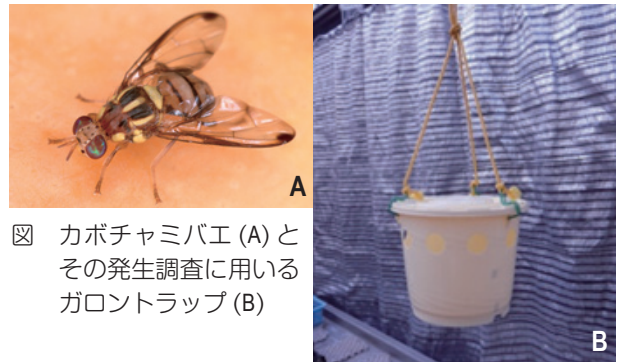


図 カボチャミバエ (A) とその発生調査に用いるガロントラップ (B)

参考資料：

詳細は、下記植物防疫所ホームページを参照していただきたい。

- (1) タイ向け生果実（りんご、日本なし、もも、さくらんぼ、かき、キウイフルーツ、いちご、ぶどう、なす）
輸出条件の概要：

http://www.maff.go.jp/ppsj/search/attach/thai_apple_strawberry.html

- (2) タイ向け生果実（メロン、すいか、きゅうり、トマト）
輸出条件の概要：

http://www.maff.go.jp/ppsj/search/attach/melon_etc.html